

不法投棄は犯罪です！

8月は不法投棄
撲滅強化月間



錦江町池田地区某所



錦江町神川地区有村付近某所

○この現実をどう受け止めますか

走行中の車からのポイ捨てや人通りのない場所での不法投棄。一つのゴミが次のゴミを呼び、いつしかゴミの山が出来上がります。道路わきの茂みがゴミの山になっていることは珍しいことではありません。不法投棄によるゴミを撤去するためには、大きな労力と費用を投じなければならないのです。



○一人ひとりがモラルをもって

錦江町では、これまで管内の不法投棄パトロールを実施し、肝属地区の自治体・保健所・警察署で構成する「肝属地区廃棄物不法投棄対策会議」の一員として、関係機関と連携して当地区の不法投棄撲滅を図ってまいりました。

しかし、不法投棄をなくすためには、一人ひとりがルールを守ること、ゴミを捨てることに対してモラルを持つことが必要です。美しい景観や豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためにも、ポイ捨てや不法投棄は絶対にやめましょう。

●●● 事件簿 ●●●

旧大根占町に居住していた男性が、引越して出た家庭ごみ約90kgを平成16年8月25日旧田代町の瀧見大橋付近の町有地に不法投棄した事件で、以前も別の場所に不法投棄しており悪質として逮捕。（罰金50万円）

罰 則

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科
法人は1億円以下の罰金

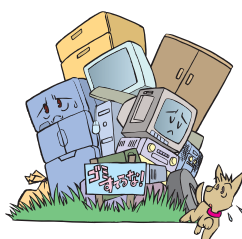
不法投棄監視中！

錦江町では、不法投棄防止対策として、不法投棄パトロールを実施してきました。

これまで、不法投棄者に対しては関係機関と協力して指導を行い、不法投棄事案の撲滅を図ってまいりましたが、今後も悪質と判断された事案に対しては断固とした措置で取り組んでまいります。

次の世代まで美しい錦江町をのこすことができますように、町民皆様のご協力をお願いします。

不法投棄を
「しない！
させない！
許さない！」



肝属地区廃棄物不法投棄対策会議

肝属地区2市6町・鹿屋保健所
鹿屋・高山・大根占警察署

（平成17年8月発行）